

証券コード 3726
平成19年6月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾五丁目25番2号
株式会社SDホールディングス
代表取締役社長 佐古田 雅士

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成19年6月27日（水曜日）午後1時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
虎ノ門パストラル 新館4階 プリムローズ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第4期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | | 会計監査人選任の件 |
| 第4号議案 | | 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任する件 |
| 第5号議案 | | 取締役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sdholdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から)
(平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、持株会社である株式会社SDホールディングスのもと、グループの主な事業としてコミュニケーション・セールス事業を子会社にて展開しております。

持株会社はグループ全体の経営管理を行い、子会社が事業に専念できる組織形態を構築し、透明性の高いオペレーションのもと、グループ全体の機動力を高め、企業価値向上に努めることを基本方針としております。

当連結会計年度においては、既存事業の収益基盤を強化するとともに、グループの経営資源集中による事業収益基盤の強化を図ってまいりました。

グループ再編による収益性向上のための施策の一環として、平成18年8月31日、システム事業を行うアーツテクノロジー株式会社の当社保有全株式をソフィア総合研究所株式会社へ譲渡いたしました。また、スポーツ関連事業を行うユーロスポート株式会社におきましては、新商品を投入し売上向上を目指しておりましたが、当社グループ全体の事業戦略の見直しを行なった結果、当該事業から撤退することを決定し、平成18年12月28日に同社の当社保有全株式をKeyWorks株式会社へ譲渡いたしました。

コア事業であるコミュニケーション・セールス事業（基礎化粧品及び健康食品等の通信販売）を行う株式会社フェヴリナにおいては、既存顧客の囲い込み強化として、DMの発送部数を増加し、顧客のセグメントを更に細分化した結果、再販売上は前年同期比110%となりました。

また、当連結会計年度に投入した新商品は特色のあるスペシャルケアを中心とした商品にこだわってまいりました。特にエステで話題のアンチエイジング商品である「ジェルパック」は、今後のスペシャルケアの核になる商品として2月に新発売いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は、3,198,215千円（前連結会計年度3,026,120千円）、営業損失132,283千円（同営業損失27,836千円）、経常損失157,639千円（同経常損失56,759千円）、当期純損失234,793千円（同純損失90,804千円）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

事業区分	売上高
コミュニケーション・セールス事業	2,610,146千円
システム事業（注）1	68,758
スポーツ関連事業（注）2	519,310

（注）1 システム事業を行うアーツテクノロジー株式会社については、平成18年8月31日、同社の当社保有全株式をソフィア総合研究所株式会社へ譲渡し、9月度より当社連結子会社の対象外となっております。

（注）2 スポーツ関連事業を行うユーロスポート株式会社については、平成18年12月28日、同社の当社保有全株式をKeyWorks株式会社へ譲渡し、1月度より当社連結子会社の対象外となっております。

また、持株会社である当社の当事業年度の業績は、主に連結子会社売却時の債権譲渡損等の特別損失の影響により、売上高25,550千円（前事業年度43,231千円）、営業損失128,140千円（同営業損失147,873千円）、経常損失146,502千円（同経常損失162,960千円）、当期純損失358,088千円（同純損失253,761千円）となりました。

（2）設備投資等の状況

該当事項はありません。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、新株予約権の行使を受け、新株を発行したことにより、3,081千円の払込を受けました。

また、平成18年3月15日に発行いたしましたユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、エスクロー契約に基づきエスクロー代理人であるHammondsの口座に預託され、社債の転換に応じて当社の口座に送金される1,000,000千円のうち、当連結会計年度、20,000千円が転換され払込を受けました。

なお、未償還額の980,000千円は平成18年9月29日に繰上償還しております。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、並びに他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

システム事業を行うアーツテクノロジー株式会社の当社保有全株式を平成18年8月31日、ソフィア総合研究所株式会社へ譲渡いたしました。

スポーツ関連事業を行うユーロスポーツ株式会社の当社保有全株式を平成18年12月28日、KeyWorks株式会社へ譲渡いたしました。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 1 期 平成16年3月期	第 2 期 平成17年3月期	第 3 期 平成18年3月期	第 4 期 平成19年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	315,058	1,180,334	3,026,120	3,198,215
経 常 損 失 (千円)	805,217	262,164	56,759	157,639
当 期 純 損 失 (千円)	787,938	237,598	90,804	234,793
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円)	3,059.93	602.07	208.84	503.04
総 資 産 (千円)	900,173	1,392,553	2,951,403	1,003,129
純 資 産 (千円)	33,017	584,400	659,868	778,053

(注) 第4期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ウェルホールディングスで、同社は当社の株式123,050株（議決権比率26.27%）を保有いたしております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社フェヴリナ	100百万円	100%	基礎化粧品及び健康食品等の通信販売事業
サイトデザイン株式会社	50	100	

(注) 平成18年8月31日、当社連結子会社であるアーツテクノロジー株式会社の当社保有全株式を譲渡いたしました。

平成18年12月28日、当社連結子会社であるユーロスポーツ株式会社の当社保有全株式を譲渡いたしました。

(7) 対処すべき課題

① コミュニケーション・セールス事業における売上の拡大及び人材の確保・育成

現在、通販業界は過熱を極め、特にスキンケアにおきましては異業種からの新規参入を含め、競争が激化しております。更にTVメディアを通してのプロモーションの規制を含め、絶対量の確保といった課題もあります。

現在の新規顧客獲得プロモーションをベースに他のモデルの確立を急いでまいります。約25万件の既存顧客の「囲い込み」「販売促進」「離反防止」のためのデータベースマーケティングの強化とともに、カスタマーフレンドの100名体制の早期実現、スキルアップ・育成も重要課題と考えております。

② グループの収益性の向上

当社グループの当面の課題は、グループ会社の事業基盤の安定と収益の拡大であります。グループ全体のコスト削減をさらに進め、既存事業の強化を図り、黒字化を推進いたします。

(8) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは、株式会社SDホールディングス（当社）及び子会社2社により構成され、基礎化粧品及び健康食品等の通信販売を行う「コミュニケーション・セールス事業」を主な事業としております。

当社は、持株会社としてグループ内の各社の株式を保有し、当該会社の株主としての権利を行使するとともに、当該会社に対して必要な助言・斡旋その他コンサルティング業務を行っております。

(9) 企業集団の主要拠点等（平成19年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都渋谷区広尾五丁目25番2号

② 子会社

株式会社フェヴリナ(東京都中央区)

サイトデザイン株式会社(東京都渋谷区)

(10) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
89名	△40名

(注) 1 使用人数は、40名減少しております。これは、システム事業及びスポーツ関連事業の売却によるものであります。

(注) 2 使用人数には、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	△4名	38.5歳	1.9年

(注) 使用人数には、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

2. 株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 469,866.92株（自己株式15.12株）
 (3) 株主数 7,978名
 (4) 大株主（上位10位）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
(株) ウェルホールディングス	123,050株	26.19%
(株) A.Cホールディングス	20,145株	4.29%
長 廻 健 太 郎	20,000株	4.26%
井 康 彦	13,750株	2.93%
大阪証券金融(株)（業務口）	9,980株	2.12%
(株) オーキタ	6,756株	1.44%
鶴 見 隆 士	6,333株	1.35%
山 下 文 一	3,787株	0.81%
モルガン・スタンレー証券(株)	3,489株	0.74%
SBIイー・トレード証券(株) 自己融資口	2,800株	0.60%

(注) 出資比率は自己株式(15.12株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）

発行決議の日（取締役会決議）	平成15年7月25日（注）1	平成16年8月12日
新株予約権の数	1,479個	9,490個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 14,790株	普通株式 9,490株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	4,280円	24,101円
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成25年6月30日	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月22日
新株予約権の行使の条件	（注）2	（注）2
役員保有状況		
取締役 （社外取締役を除く）	0名 0個 0株	2名 2,050個 2,050株
社外取締役	0名 0個 0株	0名 0個 0株
監査役	1名 130個 1,300株	1名 200個 200株

発行決議の日(取締役会決議)	平成17年7月25日	平成17年12月22日
新株予約権の数	31,700個	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 31,700株	普通株式 3,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	14,644円	13,655円
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月27日	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月27日
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
役員保有状況		
取締役 (社外取締役を除く)	3名 10,050個 10,050株	1名 3,000個 3,000株
社外取締役	0名 0個 0株	0名 0個 0株
監査役	0名 0個 0株	0名 0個 0株

(注)1 平成15年6月26日開催のサイトデザイン株式会社の定時株主総会において、完全親会社となる当社がサイトデザイン株式会社の平成15年7月25日に発行の新株予約権に係る義務を継承することについて承認されております。

(注)2 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表 状 況 等
代 表 取 締 役 社 長	佐 古 田 雅 士	サイトデザイン(株)代表取締役
取 締 役	鍋 島 邦 洋	(株)フェヴリナ代表取締役 (株)エバーライフ代表取締役専務
取 締 役	遠 藤 英 樹	(株)フェヴリナ取締役
常 勤 監 査 役	岡 部 雄 一	
監 査 役	洲 崎 智 広	(株)アイ・コーリング取締役
監 査 役	渡 邊 龍 男	(株)オールアバウト常勤監査役 デザインエクステンジ(株)監査役

(注) 監査役岡部雄一氏及び監査役洲崎智広氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	1名 (0)	9,500千円 (0)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,000 (3,600)
合 計	4	15,500

(注)1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注)2 取締役の報酬限度額は、当社の設立が承認された平成15年10月27日開催のサイトデザイン株式会社の株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

(注)3 監査役の報酬限度額は、当社の設立が承認された平成15年10月27日開催のサイトデザイン株式会社の株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
該当事項はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (24回開催)	監査役会 (10回開催)
	出席回数	出席回数
監査役 岡部 雄一	10回	9回
監査役 洲崎 智広	10	7

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役岡部雄一氏及び監査役洲崎智広氏は、議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

監査役岡部雄一氏と監査役洲崎智広氏においては、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑤ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	2人	3,600千円	—

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 三優監査法人
(2) 所在地 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル

(注)1 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受け、会計監査人としての資格を喪失することとなったため、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成18年7月27日開催の当社監査役会において一時会計監査人として三優監査法人を選任いたしました。

(注)2 退任した会計監査人の名称及び所在地
名 称：みすず監査法人（旧 中央青山監査法人）
所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル

(注)3 就任した一時会計監査人の名称及び所在地
名 称：三優監査法人
所在地：東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル

(3) 報酬等の額

報酬等の額	12百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 過去2年間の業務停止処分の内容

金融庁が平成18年5月10日付で発表した懲戒処分の内容の概要

(1) 処分対象：中央青山監査法人

(2) 処分内容：業務の一部停止2ヶ月間

(平成18年7月1日から平成18年8月31日まで)

(7) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

(8) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程・監査役会規程の見直しを行い役員倫理に関する不足事項があれば改訂し、必要に応じ弁護士を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、内部者情報管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社の業務執行のリスクとして、以下イからハのリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。

イ. 事業を遂行する上でのリスク

ロ. 事業体制についてのリスク

ハ. 投融資等についてのリスク

②リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについて管理責任者を設定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを編成し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本理念（仮称）を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その組織として監査部を強化する。
- ②取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。
- ③監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する子会社管理規程を整備することとする。

経営管理については、子会社管理規程に従い、当社の決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- ②子会社が当社の経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査部に報告するものとする。監査部は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査部員から監査役補助者を任命できることとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

②監査役補助者に任命された者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程（仮称）を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

②社内通報規程の定めに従い、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を努めて参りたいと考えており、市場環境や業績・財務状況を総合的に考慮しながら、株主の皆様への適切な利益還元を図っていく方針を採っております。一方で、将来における安定的な企業価値の向上と経営環境の変化にも対応するため、内部留保を一定程度充実させていただくことも不可欠だと考えております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	917,104	流動負債	224,755
現金及び預金	580,860	買掛金	18,226
売掛金	141,737	未払金	119,935
たな卸資産	152,728	未払法人税等	23,003
未収入金	902	返品調整引当金	4,477
その他	45,692	賞与引当金	2,500
貸倒引当金	△4,817	その他	56,613
固定資産	86,025	固定負債	320
有形固定資産	11,584	繰延税金負債	320
建物及び構築物	2,909	負債合計	225,076
工具器具備品	8,675	(純資産の部)	
無形固定資産	21,193	株主資本	778,053
ソフトウェア	12,440	資本金	882,788
のれん	8,753	資本剰余金	1,247,018
投資その他の資産	53,247	利益剰余金	△1,351,135
投資有価証券	12,086	自己株式	△618
差入保証金	39,075	純資産合計	778,053
その他	2,086	負債・純資産合計	1,003,129
資産合計	1,003,129		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	3,198,215
売上原価	877,167
売上総利益	2,321,047
販売費及び一般管理費	2,453,330
営業損失	132,283
営業外収益	4,701
受取利息	179
受取賠償金	1,997
受取手数料	2,028
その他	496
営業外費用	30,057
支払利息	3,254
株式交付費	1,967
社債発行費	22,781
その他	2,053
経常損失	157,639
特別利益	427,643
固定資産売却益	1,166
関係会社株式売却益	398,329
償却債権取立益	195
前期損益修正益	27,952
特別損失	470,933
固定資産除却損	303
投資有価証券評価損	2,401
減損	46,642
たな卸資産評価損	156,498
債権譲渡損	233,672
前期損益修正損	31,415
税金等調整前当期純損失	200,929
法人税・住民税及び事業税	34,183
法人税等調整額	△320
当期純損失	234,793

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成18年3月31日 残高	706,248	1,070,477	△1,116,342	△515	659,868	659,868
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	176,540	176,540			353,081	353,081
当期純損失			△234,793		△234,793	△234,793
自己株式の取得				△103	△103	△103
連結会計年度中の変動額合計	176,540	176,540	△234,793	△103	118,185	118,185
平成19年3月31日 残高	882,788	1,247,018	△1,351,135	△618	778,053	778,053

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の記載をいたしました。当連結会計年度においても、営業損失132,283千円（前連結会計年度27,836千円の損失）、経常損失157,639千円（前連結会計年度56,759千円の損失）、当期純損失234,793千円（前連結会計年度90,804千円の損失）と継続的に営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

このような状況を解消すべく以下の経営計画を実施しております。

(1) 事業の選択と集中

当社グループにおいてシナジー効果の見込めない事業からの撤退とコア事業への経営資源の集中を図っております。

具体的には、平成18年8月31日にシステム事業を行う連結子会社アーツテクノロジー株式会社の当社保有全株式をソフィア総合研究所株式会社へ譲渡いたしました。また、平成18年12月28日にスポーツ関連事業を行う連結子会社ユーロスポーツ株式会社の当社保有全株式をKeyWorks株式会社へ譲渡いたしました。

以上のとおり、シナジー効果の見込めない事業から撤退し、当社グループのコア事業であるコミュニケーション・セールス事業へ経営資源を集中することにより黒字化を図ってまいります。

(2) コミュニケーション・セールス事業の収益基盤の強化

当該事業を行う株式会社フェヴリナにおいては、「新規顧客の獲得」・「既存顧客の囲い込み」・「新商品の開発」・「ブランディング」を基本方針として掲げております。特に「既存顧客の囲い込み」と「新商品の開発」の2つを強化していくため、データベースマーケティングを一層強化し、次の施策につなげてまいります。

当連結会計年度におきましては、既存顧客の囲い込み強化として、DMの発送部数を増加し、顧客のセグメントを更に細分化した結果、再販売上は前年同期比110%となりました。また、当連結会計年度に投入した新商品は特色のあるスペシャルケアを中心とした商品にこだわってまいりました。特にエステで話題のアンチエイジング商品である「ジェルパック」は、今後のスペシャルケアの核になる商品として2月に新発売いたしました。

(3) 持株会社における経費削減

事業の選択と集中と平行して、持株会社である当社の人件費をはじめとする間接コスト削減を順次進めております。

連結計算書類は、継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
主要な連結子会社の名称	株式会社フェヴリナ サイトデザイン株式会社 ※

※ サイトデザイン株式会社は、現在事業を休止しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

アーツテクノロジー株式会社については、平成18年8月31日に全株式を売却したため、連結の範囲から除いております。但し、平成18年8月31日までの損益計算書を連結しております。

ユーロスポーツ株式会社については、平成18年12月28日に全株式を売却したため、連結の範囲から除いております。但し、平成18年12月28日までの損益計算書を連結しております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品

移動平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 (8～15年)

工具器具備品 (5～15年)

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

のれん

5年間で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 返品調整引当金

当連結会計年度末日後の返品による損失に備えるため、返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
社債発行費 均等償却（3年）しております。

ロ. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ニ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、778,053千円であります。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

新株発行費は当連結会計年度より株式交付費として表示しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

33,365千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	443,974.42株	25,892.5株	一株	469,866.92株

(注)1 普通株式の発行済株式数の増加25,172.50株は、転換社債の転換によるものであります。

(注)2 普通株式の発行済株式数の増加720株は、新株予約権（ストックオプション）の行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	78.84株	5.08株	一千株	83.92株

(注) 自己株式の数の増加は、転換社債の転換により発生した端株の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

発行決議の日	平成15年7月25日 (注)1	平成15年11月14日 (注)2	平成15年11月14日 (注)2
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,040株	800株	80株

発行決議の日	平成15年11月14日 (注)2	平成15年11月14日 (注)2	平成16年8月12日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	160株	50株	2,760株

(注)1 平成15年6月26日開催のサイトデザイン株式会社の定時株主総会において、完全親会社となる当社がサイトデザイン株式会社の平成15年7月25日に発行の新株予約権に係る義務を継承することについて承認されております。

(注)2 平成15年10月27日開催のサイトデザイン株式会社の臨時株主総会において、完全親会社となる当社がサイトデザイン株式会社の平成15年11月14日に発行の新株予約権に係る義務を継承することについて承認されております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,656円19銭
(2) 1株当たり当期純損失 503円04銭

1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	234,793千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	234,793千円
普通株式の期中平均株式数	466,744株

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

当連結会計年度において減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都 渋谷区	システム 事業用資産	建物	1,791
		工具器具備品	3,084
		電話加入権	72
		リース資産	1,278
東京都 千代田区	スポーツ 関連事業 用資産	建物	3,838
		車両運搬具	619
		工具器具備品	2,132
		電話加入権	147
		ソフトウェア	680
		長期前払費用	168
		リース資産	32,830

当社グループは、事業の種類別を基礎として資産のグルーピングを行っております。当該事業用資産について、帳簿価額を減額し当該減少額を減損損失(46,642千円)として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であり、零としております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	426,239	流 動 負 債	17,883
現金及び預金	273,513	未 払 金	13,650
未 収 入 金	140,533	未 払 法 人 税 等	2,995
前 払 費 用	1,705	預 り 金	667
そ の 他	10,487	そ の 他	571
固 定 資 産	127,156	負 債 合 計	17,883
有 形 固 定 資 産	1,276	(純 資 産 の 部)	
建 物	1,276	株 主 資 本	535,511
投 資 其 他 の 資 産	125,879	資 本 金	882,788
投 資 有 価 証 券	10,000	資 本 剰 余 金	711,695
関 係 会 社 株 式	100,000	資 本 準 備 金	711,695
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	62,482	利 益 剰 余 金	△1,058,677
そ の 他	13,396	其 他 利 益 剰 余 金	△1,058,677
貸 倒 引 当 金	△60,000	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,058,677
		自 己 株 式	△295
		純 資 産 合 計	535,511
資 産 合 計	553,395	負 債 ・ 純 資 産 合 計	553,395

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	25,550
売 上 原 価	7,050
売 上 総 利 益	18,500
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	146,640
営 業 損 失	128,140
営 業 外 収 益	6,542
営 業 外 費 用	24,904
経 常 損 失	146,502
特 別 利 益	25,049
関 係 会 社 株 式 売 却 益	17,999
前 期 損 益 修 正 益	7,050
特 別 損 失	296,441
関 係 会 社 株 式 売 却 損	39,999
債 権 譲 渡 損	233,672
減 損 損 失	3,736
貸 倒 引 当 金 繰 入	3,400
前 期 損 益 修 正 損	15,633
税 引 前 当 期 純 損 失	417,893
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	△59,805
当 期 純 損 失	358,088

（記載金額は千円未満を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高	706,248	535,154	△700,588	△192	540,622	540,622
事業年度中の変動額						
新株の発行	176,540	176,540			353,081	353,081
当期純損失			△358,088		△358,088	△358,088
自己株式の取得				△103	△103	△103
事業年度中の変動額合計	176,540	176,540	△358,088	△103	△5,110	△5,110
平成19年3月31日 残高	882,788	711,695	△1,058,677	△295	535,511	535,511

（記載金額は千円未満を切り捨てております。）

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前事業年度において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の記載をいたしました。が、当事業年度においても営業損失128,140千円（前事業年度は147,873千円の損失）、経常損失146,502千円（前事業年度は162,960千円の損失）、当期純損失358,088千円（前事業年度は253,761千円の損失）と継続的に営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

なお、当社は持株会社であり子会社からの収入を主要な財源とするため、持株会社としての経営計画及び子会社の事業について説明いたします。

このような状況を解消すべく以下の経営計画を実施しております。

(1) 事業の選択と集中

当社グループにおいてシナジー効果の見込めない事業からの撤退とコア事業への経営資源の集中を図っております。

具体的には、平成18年8月31日にシステム事業を行う連結子会社アーツテクノロジー株式会社の当社保有全株式をソフィア総合研究所株式会社へ譲渡いたしました。

さらに、平成18年12月28日にスポーツ関連事業を行う連結子会社ユーロススポーツ株式会社の当社保有全株式をKeyWorks株式会社へ譲渡いたしました。

以上のとおり、シナジー効果の見込めない事業から撤退し、当社グループのコア事業であるコミュニケーション・セールス事業へ経営資源を集中することにより黒字化を図ってまいります。

(2) コミュニケーション・セールス事業の収益基盤の強化

当該事業を行う株式会社フェヴリナにおいては、「新規顧客の獲得」・「既存顧客の囲い込み」・「新商品の開発」・「ブランディング」を基本方針として掲げております。特に「既存顧客の囲い込み」と「新商品の開発」の2つを強化していくため、データベースマーケティングを一層強化し、次の施策につなげてまいります。

当事業年度におきましては、既存顧客の囲い込み強化として、DMの発送部数を増加し、顧客のセグメントを更に細分化した結果、再販売上は前年同期比110%となりました。また、当事業年度に投入した新商品は特色のあるスペシャルケアを中心とした商品にこだわってまいりました。特にエステで話題のアンチエイジング商品である「ジェルパック」は、今後のスペシャルケアの核になる商品として2月に新発売いたしました。

(3) 持株会社における経費削減

事業の選択と集中と平行して、持株会社である当社の人件費をはじめとする間接コスト削減を順次進めております。

計算書類及びその附属明細書は、継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物（10～15年）

工具器具備品（4～5年）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
社債発行費 均等償却(3年)しております。

ロ. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ニ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、535,511千円であります。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	760千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	140,510千円
長期金銭債権	62,482千円
短期金銭債務	569千円
(3) 取締役、監査役（執行役）に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	6,291千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	13,250千円
販売費及び一般管理費	3,823千円
営業取引以外の取引高	6,218千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10.04株	5.08株	一株	15.12株

(注) 自己株式の数の増加は、転換社債の転換により発生した端株の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	169,791千円
減価償却超過額	122千円
未払事業税	832千円
子会社株式評価損	93,427千円
貸倒引当金繰入超過額	24,414千円
未収利息未計上分	587千円
減損損失	212千円
繰延税金資産小計	289,387千円
評価性引当金	△289,387千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内 — 千円

1年超 — 千円

合計 — 千円

リース資産減損勘定の残高 — 千円

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 306千円

リース資産減損勘定の取崩額 1,278千円

減価償却費相当額 — 千円

支払利息相当額 62千円

減損損失 1,278千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額とし、各期への分配方法については利息法によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注)6	科目	期末残高
子会社	アーツテクノロジー(株) (注)1	所有 直接100%	経営指導(注)2 役員の兼任	売上高	2,750	—	—
子会社	サイトデザイン(株)	所有 直接100%	資金の貸付(注)3 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	62,482
子会社	(株)フェヴリナ	所有 直接100%	経営指導(注)2 同社製品の購入 (注)4 役員の兼任	売上高	6,000	—	—
				広告宣伝費	3,779	—	—
子会社	ユーロススポーツ(株) (注)1	所有 直接100%	経営指導(注)2 資金の貸付(注) 3,5 役員の兼任	売上高	4,500	—	—
				利息の受取	5,505	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 アーツテクノロジー(株)は平成18年8月31日に、ユーロススポーツ(株)は平成18年12月28日に関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を記載しております。

(注)2 経営指導料については、協議の上契約により決定しております。

(注)3 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注)4 商品販売及び仕入について、価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注)5 資金の貸付の残高はありません。

(注)6 取引金額には消費税等を含めておりません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	佐古田雅士	—	当社 代表取締役	個人資金の 立替	6,291	流動資産その他	6,291

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件については、協議の上決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,139円74銭
(2) 1株当たり当期純損失 767円09銭

1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	358,088千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	358,088千円
普通株式の期中平均株式数	466,813株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

当事業年度において減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都 渋谷区	システム 事業用資産	建物	1,791
		工具器具備品	666
		リース資産	1,278

当社グループは、事業の種類別を基礎として資産のグルーピングを行っております。当該事業用資産について、帳簿価額を減額し当該減少額を減損損失(3,736千円)として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であり、零としております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月25日

株式会社SDホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉川 秀嗣 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SDホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SDホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結注記表1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続的に営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。
2. 連結注記表2.(7)連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月25日

株式会社SDホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 ①
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉川 秀嗣 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SDホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 個別注記表1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続的に営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していない。
2. 個別注記表2.(5)会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用しているため、当該会計基準により計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年6月1日

株式会社SDホールディングス 監査役会

常勤監査役（社外）	岡	部	雄	一	①
社外監査役	洲	崎	智	広	①
監査役	渡	邊	龍	男	①

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定、第34条を新設するものであります。

(2) その他、条文の新設に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第 <u>6</u> 章 計 算 (事業年度) 第 <u>3 4</u> 条 (条文省略) (剰余金の配当等の決定機関) 第 <u>3 5</u> 条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第 <u>3 6</u> 条 (条文省略) (配当金の除斥期間) 第 <u>3 7</u> 条 (条文省略)	第 <u>6</u> 章 会計監査人 <u>(会計監査人の責任免除)</u> 第 <u>3 4</u> 条 当社は会社法第427条 <u>第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 <u>7</u> 章 (現行どおり) (事業年度) 第 <u>3 5</u> 条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第 <u>3 6</u> 条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第 <u>3 7</u> 条 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第 <u>3 8</u> 条 (現行どおり)

第2号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役3名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	松浦正英 (昭和46年10月3日生)	平成5年4月 ㈱フラワーゲート入社 平成9年1月 (有)オーキッドヒルズ設立代表取締役社長 平成16年10月 ㈱オーキッドスタイル設立代表取締役社長(現任)	—
2	鍋島邦洋 (昭和34年7月26日生)	昭和58年4月 菱屋㈱入社 昭和61年2月 ヘンケル㈱入社 昭和62年9月 日本ポラロイド㈱入社 西日本支店長 平成14年3月 コダック㈱入社 西日本市場開発部長 平成16年5月 ㈱フェヴリナ代表取締役(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成17年9月 ㈱エバーライフ代表取締役専務 平成17年11月 ユーロススポーツ㈱取締役 平成19年4月 ㈱エバーライフ代表取締役社長(現任)	—
3	遠藤英樹 (昭和39年6月30日生)	昭和62年4月 ㈱立石ライフサイエンス研究所 (現 オムロンヘルスケア㈱)入社 平成8年12月 ㈱再春館製薬所入社 平成15年4月 ラーニング・システムズ㈱入社 平成16年2月 ㈱フェヴリナ入社 平成18年4月 ㈱フェヴリナ取締役(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	—
4	神代亜紀 (昭和33年10月31日生)	昭和52年4月 伊藤忠燃料㈱入社 平成13年11月 エバーライフ㈱入社 平成16年4月 ㈱フェヴリナ入社 平成17年6月 ㈱フェヴリナ取締役(現任)	—

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社では、現在、一時会計監査人として三優監査法人を選任いたしておりますが、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

1. 名称 三優監査法人
2. 事務所
主たる事務所 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル15階
大阪市北区堂島浜一丁目4番16号
アクア堂島西館14階
その他の事務所 名古屋市中区栄三丁目18番1号
ナディアパークビジネスセンタービル19階
福岡県福岡市天神二丁目14番13号
天神三井ビル2階
3. 沿革
昭和61年10月 監査法人三優会計社 設立
昭和62年9月 大阪支社 設置
平成2年12月 福岡事務所 設置
平成8年3月 三優監査法人に名称変更
平成8年7月 名古屋事務所 設置
4. 概要（平成19年3月31日現在）

事務所数	国内	4
社員数	公認会計士	18名
職員数	公認会計士	35名
	会計士補	30名
	監査補助職員	5名
	職員	19名
	合計	107名
監査関与会社数		230社

(注) 本株主総会において第1号議案及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、三優監査法人と責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに優秀な人材を継続的に確保すること、また、より一層株主の利益を重視した経営を図ることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を特に有利な条件をもって発行するものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して割り当てるものとする。
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 3,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 - (2) 新株予約権の数
3,000個を上限とする。
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、前記(1)で定める株式数の調整を行った場合には、同様に調整を行う。
 - (3) 新株予約権と引き換えに行う払込む金銭
金銭の払込みを要しないこととする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額は（以下「行使価額」という。）に付与株式を乗じて得た金額とする。
行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。
ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が時価を下回る発行価額若しくは処分価額で普通株式を発行し、又は当社の有する普通株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、行使価額は、株式分割若しくは株式併合を行う場合、当社の普通株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権若しくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月1日から平成29年6月26日まで
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ②新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。
 - ③その他の条件については、本総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(6)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

前記(9)に準じて決定する。

(注) その他の新株予約権の募集事項は、上記について平成19年6月27日開催予定の当社第4期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

第5号議案 取締役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容の件

当社の取締役の報酬額は、当社の設立が承認された平成15年10月27日開催のサイトデザイン株式会社の株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいておりますが、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、より一層株主の利益を重視した経営を図ることを目的に、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額9百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

当該報酬等の額につきましては、平成19年5月1日現在の当社株価に基づき、二項モデルにより算出した新株予約権の公正価額に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額を勘案し定めたものであります。

なお、現在の取締役の員数は3名であり、第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されたと4名となります。

付与する新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 7,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

7,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。

ただし、前記(1)で定める株式数の調整を行った場合には、同様に調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに行う払込む金銭

金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が時価を下回る発行価額若しくは処分価額で普通株式を発行し、又は当社の有する普通株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、行使価額は、株式分割若しくは株式併合を行う場合、当社の普通株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権若しくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月1日から平成29年6月26日まで
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ②新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。
 - ③その他の条件については、本総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

前記(9)に準じて決定する。

(注) その他の新株予約権の募集事項は、上記について平成19年6月27日開催予定の当社第4期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

- ・ 場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
虎ノ門パストラル新館4階 プリムローズ
TEL. 03(3432)7261(代)
- ・ 交通 地下鉄日比谷線神谷町駅4b出口より徒歩2分
地下鉄銀座線虎ノ門駅2番出口より徒歩8分



各 位

会 社 名 株式会社 S D ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 佐古田 雅士
 (コード番号 3726 東証マザーズ)
 問合せ先 経営企画室長 西崎 武史
 (TEL. 03 - 5447 - 6431)

(訂正) 第 4 期定時株主総会招集ご通知 (提供書面) の一部訂正について

平成 19 年 6 月 12 日付で発送いたしました「第 4 期定時株主総会招集ご通知 (提供書面)」に一部誤りがありましたので、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正いたします。

記

(1) 20 ページ 連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記

(誤) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事業又は状況の記載をいたしましたが

(正) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の記載をいたしましたが

(2) 23 ページ 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記 (4) 当連結会計年度末日の新株予約権 (権利行使日期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

(誤)

発行決議の日	平成 15 年 7 月 25 日 (注)	平成 16 年 8 月 12 日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,790 株	9,490 株

(注) 平成 15 年 6 月 26 日開催のサイトデザインの定時株主総会において、完全親会社となる当社がサイトデザイン株式会社の平成 15 年 7 月 25 日に発行の新株予約権に係る義務を継承することについて承認されております。

(正)

発行決議の日	平成 15 年 7 月 25 日 (注)1	平成 15 年 11 月 14 日 (注)2	平成 15 年 11 月 14 日 (注)2
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,040 株	800 株	80 株

発行決議の日	平成 15 年 11 月 14 日 (注)2	平成 15 年 11 月 14 日 (注)2	平成 16 年 8 月 12 日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	160 株	50 株	2,760 株

(注)1 平成 15 年 6 月 26 日開催のサイトデザインの定時株主総会において、完全親会社となる当社がサイトデザイン株式会社の平成 15 年 7 月 25 日に発行の新株予約権に係る義務を継承することについて承認されております。

(注)2 平成 15 年 10 月 27 日開催のサイトデザイン株式会社の臨時株主総会において、完全親会社となる当社がサイトデザイン株式会社の平成 15 年 11 月 14 日に発行の新株予約権に係る義務を継承することについて承認されております。

(3) 28 ページ 個別注記表 1. 継続企業の前提に関する注記

(誤) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事業又は状況の記載をいたしましたが

(正) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の記載をいたしましたが

以 上